

2026年3月2日

お客さま各位

株式会社佐賀銀行

### 当座勘定規定の一部改定について

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび当行では、手形・小切手の新規発行停止を実施するに伴い、下記のとおり当座勘定規定を一部改定しますのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 当座勘定規定の改定

(1) 改定日

2026年4月1日（水）

(2) 改定する規定

当座勘定規定（一般当座用）

(3) 改定内容（改定箇所のみ抜粋）

当座勘定規定（一般当座用）

改定前	改定後
第8条【手形、小切手の支払】 (1)～(4) 省略 (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6)～(7)省略	第8条【手形、小切手の支払等】 (1)～(4) 省略 (5) <u>手形用紙、小切手用紙は、発行いたしません。</u> (6)～(7)省略
第13条【支払保証に代わる取扱い】 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。	第13条【支払保証に代わる取扱い】 <u>小切手の支払保証はしません。</u>

以上